

箕面市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、箕面市が行う処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

なお、本基準は、随時、適切な見直しを行っていくものとする。

【凡例】

「法」	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
「政令」	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）
「番号法」	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
「法施行条例」	箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年箕面市条例第22号）
「法施行細則」	箕面市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年箕面市規則第37号）
「旧条例」	箕面市個人情報保護条例（平成2年箕面市条例第1号）

〔改訂履歴〕

- ①令和6年12月2日改訂（マイナンバーカードを利用したマイナ保険証への移行に伴い、資格確認書が交付されることに伴う改訂）
- ②令和8年6月15日改訂（令和8年度の機構改革に伴う課室名の変更、健康保険の被保険者証及び住民基本台帳カードの廃止、【表】訂正請求に係る判断の追加に伴う改訂）
- ③令和8年7月16日改訂（出入国管理及び難民認定法の改正（令和6年法律第59号）により、本人確認書類に特定在留カード及び特定特別永住者証明書が追加されたことに伴う改訂）

<第四節 開示、訂正及び利用停止>

開示請求権

法第76条

- 1 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第127条において「開示請求」という。）をすることができる。

（第1項関係）

- 1 全ての自然人は、自己を本人とする保有個人情報の開示請求を行うことができる。本法においては、個人情報ファイルに記録された個人情報のみでなく行政文書に散在的に記録されている個人情報（散在情報）も開示請求の対象となる。保有個人情報の詳細については、次ページ参照。
- 2 本法において、「個人情報」とは「生存する個人に関する情報」であるため、死者に関する情報を「個人情報」に含めることはできず、死者を本人とする個人情報の開示請求は受け付けることができない。ただし、死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該遺族等の生存する個人を識別できる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当すると考えることができるため、当該生存する個人を本人とした開示請求は可能である。
- 3 本市では、死者に関する情報の取扱いを「箕面市死者情報取扱要綱」で定めているため、遺族から死者に関する情報の開示申出があった場合には、これに従うこと。

（第2項関係）

- 1 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）による請求も認められている。
「未成年者の法定代理人」とは、親権者及び親権者がいない場合には未成年後見人を、「成年被後見人の法定代理人」とは成年後見人を指す。任意代理人とは、法定代理人以外で本人の意思に基づいて信任された代理人を指す。代理人からの請求については、本人及び代理人であることを書類で確認した上で受け付けること。

【参考】保有個人情報について（法第60条第1項）

（定義）

第60条（第1項） この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

「保有個人情報」とは、行政機関等（法第58条第1項各号に掲げる者を含む。以下同じ。）の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもののうち、行政文書に記録されているものをいう。

本市における請求の対象は、法第60条第1項に定める「地方公共団体等行政文書」であり、国事務対応ガイドによると、「地方公共団体等行政文書」とは、「地方公共団体の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）」をいう。

「職務上作成し、又は取得した」とは、職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

「職員が組織的に利用するもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

「地方公共団体の機関が保有している」とは、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、実施機関が個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該個人情報が当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保管されている場合であっても、これに含まれ得

る。

個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるもの等）があるが、法の規律を安定的に運用するためには、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要があり、文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されていることを前提としている。

その上で、法に基づく開示等請求に係る規律は、情報公開法制において本人開示が認められない点を補完する側面を有していることを踏まえ、情報公開法との整合性を確保する観点から、行政文書に記録されているものに限ることとしている。

○ここで、「地方公共団体等行政文書」の定義を見ると、箕面市情報公開条例に基づく行政文書かどうかの判断と等しくなる。

箕面市情報公開条例第2条第2号の用語の定義を見ると、「2 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 イ～ニ 略」と定めている。

○また、「箕面市情報公開条例の解釈と運用」によれば、「電磁的記録が、実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されるに至った場合は、職員個人の段階のものとはいえず、該当する。」「実施機関が保有しているもの」とは、実施機関が箕面市文書取扱規程等の定めるところにより、公的に支配している状態にあるものをいう。」としている。

○職員が単に記憶しているにすぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。また、行政機関情報公開法は、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの等を行政文書の定義から除いている。法は、保有個人情報を行政文書に記録されている個人情報に限っているので、これら官報等に記録されている個人情報は保有個人情報に該当しないこととなる。

ただし、行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除くこととしており、具体的には政令第16条において、行政機関情報公開法において「行政文書」の対象から除外されている事項を参考に、次のとおり規定している。

- ① 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- ② 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの

- イ) 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
- ロ) 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- ハ) 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
 - A) 当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。
 - B) 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。
 - C) 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。
- ニ) 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。
- ホ) 当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

開示請求の手続

法第77条

- 1 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。
 - （1）開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - （2）開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（第1項関係）

- 1 開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、窓口又は郵送で書面を提出して行わなければならない。様式は、法施行細則第3条第1項で定める「保有個人情報開示請求書（様式第2号）」による。また、FAXでの請求は本人確認書類の提出などの観点から適当ではない。

なお、デジタル手続法第6条第1項の規定により、保有個人情報の開示請求についてもオンラインでの申請が可能であり、本市においても令和6年2月からオンライン申請の運用を開始することとなった。デジタル手続法第6条第2項では、「電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして」というみなし規定が設けられている。

「電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請」とは、本市においては箕面市電子申請システム（L o G o フォーム）（以下「電子申請システム」という。）による申請が該当する。電子メールによる請求は該当しない。（以下、電子申請システムによる申請を「オンライン申請」という。）

また、電子申請システムによる申請の際は、申請内容が出力された開示請求書（PDF）を総務課から担当課室に送付することとなる。

（第2項関係）

- 1 開示請求は本人又はその代理人のみが行うことができる。したがって、本人及び代理人の確認は厳格に行う必要がある。なお、代理人によるオンライン申請は、法第77条及び政令22条に基づき、代理人による資格確認のための原

本書類の提出が必要なことから運用面の煩雑さに鑑み、本市でのオンライン申請については本人のみ行うことができるものとする。

- 2 「開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類」とは、政令第22条に定める書類をいい、これらの提示又は提出が必要である。(本人確認書類については次ページに記載)
- 3 オンラインによる開示請求を行う場合は、個人番号カード(マイナンバーカード)に記録された電子証明書等を利用して、開示請求書の記載情報に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項)を行い、電子証明書とともに電子署名が付された開示請求書を送信することが求められる。

本市の電子申請システムにおいては、個人番号カードを使ったデジタル身分証アプリ「xID」による電子認証(公的個人認証)を利用することとなる。実際の申請にあたっては、電子証明書(利用者用電子証明書及び署名用電子証明書)が付与された個人番号カードと、スマートフォン(カード読み込み機能が付いたもの)、またはパソコンとICカードリーダーが必要となり、これにより本人確認を行うことから、本人確認のための書類の添付は不要である。

- 4 本人が意思表示を行うことが困難である場合、本人及び任意代理人による法に基づく開示請求は行うことができない。ただし、本人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合で「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」については、法第69条第2項第4号の規定に基づき、情報提供を行うことができる可能性があるため、詳細な手続きについては、別添の「【マニュアル】本人が意思表示を行うことが困難である場合の対応等について」による。

本人確認書類(例) (開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されているもの)	
○運転免許証 ○個人番号カード ○健康保険の資格確認書 ○特定在留カード ○特定特別永住者証明書 ○在留カード ○特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ○小型船舶操縦免許証 ○運転経歴証明書	○猟銃・空気銃所持許可証 ○宅地建物取引主任者証 ○国民健康保険の被保険者証 ○後期高齢者医療保険の被保険者証 ○船員保険の被保険者証 ○共済組合員証 ○恩給証書 ○児童扶養手当証書 ○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳

上記本人確認書類をやむを得ない理由により提示又は提出できない場合に、本人確認書類として用いるもの（例）	
○上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類 ○旅券 ○船員手帳 ○海技免状 ○無線従事者免許証 ○認定電気工事従事者認定証 ○電気工事士免状 ○調理師免許証 ○外国政府が発行する外国旅券 ○印鑑登録証	○療育手帳（愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳） ○敬老手帳 ○り災証明書 ○国立大学の学生証 ○介護保険の被保険者証、負担割合証 ○医療受給者証 ○年金手帳、各種年金証書、基礎年金番号通知書、年金振込額通知書 ○特別児童扶養手当証書 ○官公署が発行し、氏名、生年月日及び住所又は居所が載っている資格証明書

- 4 郵送により開示請求を行う場合は、上記本人確認書類のいずれかを複写したものと住民票の写し（30日以内に作成されたものに限る。また、複写物は認められない。）を提出させること。本人確認書類及び住民票の写しのいずれにも、開示請求書と同一の氏名及び住所又は居所が記載されていることを確認すること。
- 5 法定代理人による請求の場合は、上記本人確認書類に加え法定代理人の資格を証明する戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書等（30日以内に作成されたものに限る。また、複写物は認められない。）を提示又は提出させること。
- 6 任意代理人による請求の場合は、任意代理人の上記本人確認書類、任意代理人の資格を証明する委任状（30日以内に作成されたものに限る。また、複写物は認められない。）及び委任者（請求する個人情報の本人となる者）の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを提示又は提出させること。
- 7 法人が代理人となり請求する場合は、代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書等、任意代理人の場合は委任状。）、法人の登記事項証明書、請求手続を行う者（担当者）の本人確認書類、法人の印鑑証明書及びそれにより証明される印が押された法人代表者から担当者への委任状（請求手続を行う者が代表者本人であるときは不要。）、任意代理人の場合は委任者（請求する個人情報の本人となる者）の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に

対し一に限り発行される書類の写しを提出又は提示させること。

(第3項関係)

- 1 「形式上の不備」とは、所定の記載事項が記載されていない場合や、本人確認書類や代理人の資格を証明する書類の提示又は提出がなされていない場合、開示請求書が日本語以外の言語で記載されている場合などが考えられる。

なお、明らかな誤字・脱字など不備が軽微な場合や、開示請求者に修正を求めることが困難な場合等には、開示請求者の了解を得た上で、実施機関において職権で記載を修正することも可能である。

- 2 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、実施機関が個別の事案に応じて判断をする必要がある。
- 3 「補正の参考となる情報の提供」とは個人情報ファイル簿の提示や開示請求書の記載内容に関連する情報の概要等を教示することをいう。この方法については、個別の事案に応じて適宜の方法で行えば足り、口頭でも差し支えない。
- 4 補正を書面で求める場合は、法施行細則第3条第2項で定める「補正通知書(様式第三号)」により通知するものとする。なお、オンライン申請の場合も、補正の通知は書面によることとし、その方法は郵送や窓口での手渡しのみとなる。補正通知書を電子申請システム上や電子メールで送付するものではないことに注意すること。また、開示請求者からの補正書の提出についても郵送や窓口での提出のみとする。
- 5 補正を求めたが、開示請求者がこれに応じなかった場合には、開示請求書に形式上の不備があるものとして、不開示決定を行うこととなる。

(本条による開示請求受付手続について)

- 1 開示請求の受付は、対象となる個人情報を保有している課等が受け付ける。
- 2 対象となる個人情報について、他の法令の規定による開示の制度があり、その開示の方法がこの開示請求による開示の方法と同一である場合には、開示の実施は他の法令の規定により行うこと。(法第88条参照)
- 3 本人であることを示す書類の確認をしたことを、開示請求書に記録すること。また、本人確認書類の原本や複写物を保管したり、本人確認書類の番号等を記録したりすることは必須事項ではないため、窓口において開示請求を受け付ける場合には、本人確認書類の提示によって本人確認を行い、その旨を記録するという方法が望ましい。

ただし、代理人であることを示す書類については、代理人の了承のもと、原本の提出を求めることとし、原本の提示のみの対応となる場合は原本の複写物を保管するなどの対応をすること。

- 4 開示請求書には、法第77条第1項に規定された項目以外に、開示の実施の方法(窓口での閲覧・写しの郵送など)及び閲覧を希望する日を記載することができるとされており(政令第23条)、本市の開示請求書にもこれらの記載

欄を設けている。ただし、任意の記載欄であるので、記載がないことをもって、開示請求の受付を行わない又は形式上の不備があるとする対応は不可である。なお、オンライン申請による請求であっても、開示の実施にあたっては窓口での閲覧等となり、電子申請システム上や電子メールでの開示対応は行わないので留意すること。

開示請求時に、開示の実施日を決定できない等の理由により、開示の実施日の記載がない場合、開示決定通知前に、開示請求者と調整を行い、開示請求者の了承を得て、追完するなどの対応を行うことができる。（法第87条第3項関係参照）

- 5 郵送による開示の実施を希望する場合は、開示決定通知送付後に納付書による複写料の納付及び郵送に要する切手の提出が必要であることを説明すること。また、通常は普通郵便での送付となるため、簡易書留等を希望する場合は、その費用の負担が必要であることを説明すること。
- 6 開示請求書の受付にあたっては、以下の4点を確認すること。
 - ①法の対象である「保有個人情報」（法第60条第1項）に係る開示請求であるかどうか。
 - ②開示請求の宛先が正しいかどうか。
 - ③開示請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。
 - ④その他開示請求書の記載に不備がないかどうか。
- 7 個人情報を取り扱う委託業務において、当該委託に係る個人情報については、受託者が現に個人情報を保有している場合であっても、実施機関が事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態である場合には、当該実施機関における保有個人情報に当たる。そのため、開示請求は実施機関において対応すること。
- 8 指定管理者が個人情報を取り扱う場合、指定管理者は個人情報取扱事業者として、法第4章が適用されることになり、その開示請求は指定管理者が法に基づいて対応することとなる。ただし、指定管理者が取り扱う個人情報について、それが同時に実施機関にとっての保有個人情報にも該当する場合には、請求者は実施機関に対して開示請求をすることができる。

保有個人情報の開示義務（開示・不開示の審査）

法第78条

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（１）～（７）略

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。

（第1項関係）

開示請求に係る保有個人情報が存在する場合には、当該保有個人情報について本条第1項各号に規定する不開示情報に該当するかどうか審査し、いずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、保有個人情報を開示しなければならない。

それぞれの不開示情報は本項各号のとおり。

（第2項関係）

情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除くことを規定しているものであるが、本市において本条第1項各号に定める不開示情報に該当する情報を情報公開条例で開示することと定めているものはない。また、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして法施行条例で定めているものもない。

不開示情報（個人に関する情報）

法第78条第1項第1号（本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報）

開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

- 1 開示請求は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられるが、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合に当たる情報は、不開示情報とされている。
本号に規定する情報とは、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報などが該当する。
- 2 「代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう」とは、本人と当該代理人の利益が相反する場合など、代理人に対して本人の情報を開示することにより、本人の生命等を害するおそれがある場合を想定している。例えば、児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合における当該告発等の情報などが該当すると考えられる。
- 3 本号が適用される場合は、開示することにより深刻な問題を引き起こす可能性があることに留意し、個別具体的に慎重に判断する必要がある。

不開示情報（個人に関する情報）

法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）

開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- 1 開示請求に係る保有個人情報の中に、開示請求の対象となる保有個人情報に係る本人以外の個人（第三者）に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるものは、不開示とされている。なお、「個人に関する情報」とは「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。また、旅券の番号や基礎年金番号など個人識別符号に該当する文字、番号、記号その他の符号も不開示となる。
- 2 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる」とは、一つ一つは個人を特定しない情報であっても、それらの情報を組み合わせて推測を深めることにより特定の個人を識別することができることをいい、個人の権利利益を保護する観点から、個人情報の取扱いに当たって、事案ごとに慎重な判断を行う必要がある。
- 3 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文などの個人の人格と密接に関わる情報や、開示すれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報、未公表の

研究論文等の著作物であって、氏名、肩書きその他の個人識別性のある部分を除いたとしても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

- 4 イからハに該当する情報は開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報から除かれている。

(1) イの情報

「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。また、条例及び条例に基づく規則も含まれる。

「慣行として」知ることができる情報とは、法令等に根拠規定がない場合であっても、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。ただし、開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

「知ることが予定されている情報」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

(2) ロの情報

ここでいう「人」とは、開示請求者本人に限定しておらず、開示された情報により、開示請求者はもとより、第三者の「生命、健康、生活又は財産」を保護することができる場合も含むものである。

なお、ロの該当性の判断においては、当該情報を不開示にすることにより保護される個人の利益と当該情報を開示することにより保護される「人の生命、健康、生活又は財産」とを比較衡量し、後者が優先されると認められる場合に開示する。

(3) ハの情報

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものがあるが、その職名と職務遂行の内容については不開示とはならない。

なお、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、本号イに該当する場合には、例外的に開示することとなる。

箕面市情報公開条例第7条第1号の解釈について、「箕面市情報公開条例の解釈と運用」では、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職

及び氏名に関する情報は、「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当せず、開示することができる個人情報とされているため、本号イに該当すると考えられる。ただし、①開示することにより、当該公務員の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある情報②職員の人事管理上保有する勤務成績、健康、休暇等の職員個人に関する情報で通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものについてはこの限りではない。

不開示情報（法人等に関する情報）

法第78条第1項第3号（法人等に関する情報）

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- 1 「法人その他の団体」には、株式会社等の会社法上の会社、個別法にそれぞれ根拠を持つ一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれるとされている。なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない。
- 2 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等に関する情報等をいう。また、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等に関する情報をいう。
- 3 本号ただし書における「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは、当該情報を不開示とすることにより、保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる情報をいう。
- 4 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、イ及びロに該当する場合に不開示とすることができる。

（1）イの情報

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。

- ア 生産、技術、販売、営業等の情報であつて、開示することにより事業を営む者の事業活動に対し、競争上の不利益を与えると認められるもの
- イ 経営方針、経理、人事等の内部管理に関する情報であつて、開示することにより、事業を営む者の事業活動が損なわれると認められるもの

ウ その他開示することにより、事業を営む者の名誉、社会的評価、社会活動の自由（例：宗教法人の信教の自由、学校法人の学問の自由等の非財産的権利）等が損なわれると認められる情報

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断することが求められる。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が求められる。

なお、法人等に関する情報であって、法令等の規定により又は慣行として公にされるなど、通常、開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、当該法人等の「正当な利益を害する」とは認められない。（例：法人に関する登記事項等）

（２）ロの情報

「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」とは、行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。

「開示しないとの条件」とは、法や情報公開条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「法人等又は個人における通例として」とは、法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の実態を意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、これに当たらない。

不開示情報（国の安全等に関する情報）

法第 78 条第 1 項第 4 号（国の安全等に関する情報）

行政機関の長が第 82 条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

本号の不開示情報は、市の機関が開示決定等をする場合には適用がされないが、別途、法第 78 条第 1 項第 7 号イが適用される。

不開示情報（公共の安全等に関する情報）

法第 78 条第 1 項第 5 号（公共の安全等に関する情報）

行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

本号の不開示情報は、市の機関が開示決定等をする場合には適用がされないが、別途、法第 78 条第 1 項第 7 号ロが適用される。

不開示情報（審議等に関する情報）

法第78条第1項第6号（審議等に関する情報）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- 1 意思形成過程の情報の中には、十分に検討・協議がなされていない情報や精度の未成熟な情報が含まれている場合がある。これらの情報は、開示することにより、行政内部の自由な意見交換を妨げたり、審議会等における意思決定の中立性を損なう場合があり、また、市民に無用の誤解を与えて混乱を生じさせたり、特定の者に合理的な理由なく利益を与え、又は不利益を及ぼす場合もあり得る。

意思形成過程の情報を開示することの公益性を考慮してもなお、開示することによる支障の程度が大きく、不開示とすることに合理性が認められる場合には、不開示とするものである。

- 2 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。
- 3 「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とは、市の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は市の機関等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。
- 4 「不当に」とは、審議等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。
- 5 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを指す。
- 6 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合などを指す。

7 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合などを指す。

8 審議、検討等に関する情報については、市の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、市民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

不開示情報（事務又は事業に関する情報）

法第78条第1項第7号（事務又は事業に関する情報）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- 1 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。
- 2 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するという趣旨である。
- 3 「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。また、「支障」の程度が名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。
- 4 本号イからトまでは例示的に規定されているものであり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断する。例としては、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが該当する。

(1) イの情報

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

「国の安全が害されるおそれ」とは、国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

「他国若しくは国際機関（以下「他国等」という。）」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力（APEC）、国際刑事警察機構（ICPO）等）の事務局等を含む。

「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。

「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

(2) ロの情報

「犯罪の予防」とは、罪の発生を未然に防止することをいう。

「鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起など

のために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。

「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、これに含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又は電子情報処理システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報もこれに含まれる。

風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の行政警察活動に関する情報については、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれがあるとは言えないため、第78条第1項第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示を判断することになる。

（3）ハの情報

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

本号ハに列挙された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価

や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得る。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは不開示情報に該当し得る。

(4) ニの情報

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者として、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要等から締結する契約等に関する情報の中には、開示されることにより当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり得る。例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合が考えられる。

(5) ホの情報

調査研究に係る事務に関する情報の中に、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民や関係者に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものが含まれる場合が考えられる。

(6) ヘの情報

「人事管理」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関することをいう。

人事管理に係る事務に関する情報の中に、人事評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものが含まれている場合が考えられる。

(7) トの情報

企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要が

あり、これを害するおそれがあるものは不開示とする。

部分開示の可否

法第79条

- 1 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（第1項関係）

- 1 開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合であっても、不開示情報に該当する情報を除いて部分的に開示できるかどうかを判断する必要がある。
- 2 「容易」とは、不開示情報に係る部分を区分して除くことが、物理的、技術的に困難でなく、また、多くの時間と費用をかけることなく行うことができる場合をいう。なお、不開示情報の区分が困難であるか又は区分は容易であるが分離が困難である場合には、「容易に区分して除くことができる」とに当たらないため、不開示とすることになる。また、電磁的記録について、開示部分と不開示部分の分離が、通常業務で使用している機器やプログラムでは行えない場合等、技術的な困難が伴うときは、部分開示の義務は負わない。

（第2項関係）

- 1 開示請求に係る保有個人情報に、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（法第78条第1項第2号該当）が含まれている場合において、氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号の部分を除くことで、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められる場合には、この残りの部分は法第78条第1項第2号に該当しないものとして、開示しなければならない。
ただし、本条第1項のとおり「容易に区分して除くことができる」場合に開示することで足り、容易に区分して除くことができない場合には全体として不開示とする。
- 2 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報を区分して除いたとしても、カルテ、反省文などの個人の人格と密接に関わる情報や、開示すれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報、未公表の研究論文等の著作物であって、氏名、肩書きその他の個人識別性のあ

る部分を除いたとしても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは不開示とする。

裁量的開示の判断

法第80条

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

- 1 法第78条第1項各号の不開示情報に該当する場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、行政機関の長等の行政的な判断により、開示することが可能であるとされている。
- 2 法第78条第1項各号該当性を判断する際には、当該開示請求を拒否することにより保護される利益と開示することにより得られる利益とを比較衡量し総合的に判断しなければならない。

存否応答拒否の適否

法第 8 1 条

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

- 1 開示請求がなされた場合、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として保有個人情報の存在が前提となっている。しかしながら、開示請求に対し保有個人情報の存否を明らかにするだけで、不開示情報を開示することとなる場合には、例外的に保有個人情報情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否（存否応答拒否）できることとするものである。
- 2 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、保有個人情報が具体的に存在するかしないかにかかわらず、開示請求をされた保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。
- 3 本条に該当する情報の例としては、税務調査に関する保有個人情報、犯罪調査に関する照会内容、DVや虐待等のため加害者から逃げている被害者の情報などが考えられる。
- 4 本条の適用による存否応答拒否は、行政処分であることから、行政手続法第 8 条に基づき処分の理由を示す必要がある。この場合、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することとなるかについて、できる限り具体的に理由を提示する必要がある。
- 5 本条の適用による決定を行った場合は、法施行条例第 4 条の規程に基づき、箕面市情報開示審査会に報告しなければならない。報告の方法については法施行細則第 4 条に定められており、開示請求に係る保有個人情報の内容、保有個人情報の存否を明らかにしない理由及びその他必要な事項を記載した書面によることとされている。

開示決定

法第82条

- 1 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。
- 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（第1項関係）

- 1 保有個人情報についての開示を決定したときは、速やかに開示請求者に対して書面により通知しなければならない。
- 2 「書面により通知」とは、法施行細則第5条第1項に従い、全部開示の場合は「保有個人情報開示決定通知書（様式第4号）」、部分開示の場合は「保有個人情報部分開示決定通知書（様式第5号）」により行う。また、通知に記載する事項は以下のとおりである。

なお、開示決定通知書を送付する際には、法施行規則第12条で定める「開示の実施方法等申出書（様式第16号）」を同封すること。

（1）開示請求のあった保有個人情報の内容

原則として、開示請求書に記載された「開示を請求する保有個人情報」を転記する。

（2）開示する個人情報の利用目的

開示することとした保有個人情報が、実施機関においてどのような目的で利用されているかについて、開示請求者が分かるように、少なくとも個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの利用目的と同程度の具体的な記載とする。

（3）開示の実施方法等

法第87条の規定に基づき、開示請求者は、本項に基づく通知に記載のある開示の実施方法から希望の開示の実施方法を選択し、「開示の実施方法等申出書」を提出することとされているが、開示請求書に記載の開示の実施方法により開示の実施ができる場合には、これが省略できる。詳細は第87条第3項及び第4項（開示の実施方法等申出書の確認）を確認すること。

（4）窓口における開示を実施することができる日時・郵送による開示に要する費用等

「開示の実施方法等申出書」の提出を求めるにあたって、窓口で開示の実施をする場合に選択できる日時・場所について及び郵送による開示の実施を

する場合に要する費用等についてを記載する必要がある。(3)において、開示請求書に記載の開示の実施方法により開示の実施ができるため、「開示の実施方法等申出書」を省略できる場合であっても、開示請求者が他の方法による開示の実施を希望する場合があるため、この項目は記載すること。

(4) 不開示部分・部分開示の理由

部分開示決定を行う場合には、不開示とする部分を明らかにした上で、法第78条のどの規定に該当するのかわけだけでなく開示請求者が不開示の理由をできる限り明確に認識できる程度の理由を説明すること。また、不開示とした部分について、期間の経過により開示することができることが明らかである場合には、開示することができる期日について説明すること。

(第2項関係)

- 1 保有個人情報について開示をしない旨の決定をしたときは、速やかに開示請求者に対して書面により通知しなければならない。
- 2 「書面により通知」とは、法施行細則第5条第2項に従い、不開示の場合は「保有個人情報不開示決定通知書(様式第6号)」、法第81条の規定により拒否する場合は「保有個人情報存否応答拒否決定通知書(様式第7号)」、開示請求に係る保有個人情報を保有していない(不存在)場合は「保有個人情報不存在決定通知書(様式第8号)」により行う。また、通知書に記載する事項は以下のとおりである。

(1) 開示請求された保有個人情報の内容

原則として、開示請求書に記載された「開示を請求する保有個人情報」を転記する。

(2) 決定の理由

不開示決定の場合は、開示請求に係る保有個人情報に含まれているどの情報が法第78条のどの規定に該当し、開示することによりどのような支障があるか等について明らかにする必要がある。

法第81条の規定により拒否する場合(存否応答拒否の決定)は、不開示情報が明らかにならない範囲で、存否そのものを答えられない理由、存否を答えた場合に法第78条に規定するどの不開示情報を開示することになるかについて示す必要がある。なお、存否応答拒否をする場合には、以後の同様の開示請求に対しても、同じ対応を採る必要があることから、存否応答拒否に該当する類型として整理しておく必要がある。

不存在の場合は、既に保存期間を経過して廃棄手続済みである等、開示請求に係る保有個人情報が存在しない理由を具体的に記載すること。

開示請求が保有個人情報を特定していないなど形式上の不備があり不適法な場合も不開示決定となる。請求が不適法であることの理由については、形式的要件(必要的記載事項の記載、保有個人情報の特定等)として求められる要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載すること。ただ

し、不開示決定の前に法第77条第3項に規定する補正を求めるなどの対応を行うことが望ましい。補正の求めを書面で行う場合は、法施行規則第3条第2項に定める「補正通知書（様式第3号）」により行う。

開示決定等を行う期限

法第83条

- 1 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。
ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第1項関係)

- 1 開示請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に開示の可否の決定をすることを定めたものであるが、この期間に関わらず、できるだけ速やかに決定するよう努めなければならない。
- 2 「開示請求があった日」とは、開示請求書が開示決定等を行う権限のある実施機関に「到達した日」のことを指し、「到達した日」とは、開示請求書が相手の支配領域に入った日をいう。つまり、窓口で開示請求書が提出されたときは提出した日が、郵送により開示請求書が送付されたときは配達された日が、「開示請求があった日」となる。デジタル手続法第6条第3項では「第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける行政機関等の使用に係る電子申請機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす」と定めており、オンライン申請の場合は、オンライン申請があった日が「開示請求があった日」となる。申請の内容は開示請求書(PDF)に出力され、請求書日付欄にはオンライン申請があった日が自動入力されるので、請求書日付を開示請求があった日として取り扱うこと。

なお、事務の流れとしては、オンライン申請があった際、その通知は直接担当課室には届かず、まず総務課に届く。その後、総務課から担当課室に開示請求書をメール送付する運用となる。

「総務課から担当課室にメールがあった日」、「総務課からのメールを担当課室が確認した日」はいずれも「開示請求があった日」とはならないので注意すること。また、特に、ゴールデンウィークや年末年始など連続する休日に申請があった場合は、開示決定にかかる事務処理の期間が短くなるので注意すること。

- 3 民法（明治29年法律第89号）第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第142条の規定により、その期間の末日が実施機関の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになる。なお、この間に開示請求書の補正が行われた場合、その補正に要した日数（補正を求めた日の翌日から当該補正が完了した日までの日数をいう。）は

算入されない。

- 4 開示決定期限である開示請求があった日から30日以内に、開示請求者に開示決定等の通知が到達している必要があることに留意すること。なお、オンラインによる開示請求にあっても、開示決定等の通知は行政処分にあたるため、書面によることとし、その方法は郵送や窓口での手渡しのみとなる。オンラインあるいは電子メールでは行わないよう注意すること。
- 5 令和5年3月以前（旧個人情報保護条例による運用）は開示決定期限を15日以内としており、保有個人情報の特定が容易なもの、第三者に対する意見照会が不要なものなど、速やかに開示決定できる事案は、従来どおり15日以内を目処に対応すること。

（第2項関係）

- 1 本条第1項のとおり、開示請求があった日から30日以内に開示の可否を決定する必要があるが、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合には、この期間を30日以内に限り延長することができる。ただし、延長後の期間は必要最小限の日数とすること。
- 2 「事務処理上の困難その他正当な理由」は、①請求に係る保有個人情報の量の多少、②請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、③当該期限までの時期における他の処理すべき開示請求事案の量のほか、他の業務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断される。
- 3 期限を延長する場合には、開示請求者に対して、遅滞なく、書面により延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。当該通知は、遅くとも開示請求があった日から30日以内（補正に要した日を除く。）に行うこと。
- 4 「書面により通知」とは、法施行細則第6条第1項で定める「期限延長通知書（様式第9号）」により行う。また、通知書には延長の理由として、開示請求に係る保有個人情報の量が多いこと、開示・不開示の審査に係る調査に相当の期間を要すること、第三者意見の聴取に一定の日数が必要であること、本人又は代理人の確認手続に一定の日数が必要であることといった事情を記載すること。

期限の特例

法第84条

開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- 1 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、法第83条第2項の規定に基づく期限の延長を行ったとしても、当該期限内(60日以内)に開示請求に係る保有個人情報の全てについて開示決定等を行うと、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあると判断される場合には、本条に規定する期限の特例規定を適用することとなる。

なお、この場合、60日以内に処理できる分については当該期間内に開示決定等を行うべきであり、期限の特例の対象となるのはその残りの分であることに留意する。

- 2 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるかどうかは、一件の開示請求に係る保有個人情報の量とその審査等に要する業務量によることとなるが、行政機関等の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断する。

また、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の業務に容認できない遅滞等の支障を来す場合には、「事務の遂行に著しい支障」が生じていると解される。

- 3 「書面により通知」とは、法施行細則第6条第2項で定める「期限特例延長通知書(様式第10号)」により、開示請求があった日から30日以内に行う。書面により通知する「この規定を適用する理由」は、本条の適用要件が「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」であることを踏まえ、本条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すことが必要である。

また、「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」とは、最終的に当該開示請求に係る保有個人情報の全てについての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限であり、具体的に年月日で示すことが必要である。

- 4 開示請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、開示決定等を行わな

いときには、当該不作為についての審査請求がなされる可能性がある。なお、法により開示決定等を行う期限は定められており、当該期限が経過した後も何らの処分をしないことは、一般的には、違法になるものと考えられる。

事案の移送

法第85条

- 1 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第82条第1項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

- 1 開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものである場合など他の行政機関等において開示決定等を行うことに正当な理由があるときには、事案を移送することができる。事案の移送は、行政機関及び独立行政法人等の間における場合のほか、行政機関及び地方公共団体の機関の間や地方公共団体の機関相互の間における場合など、行政機関等の間においても行うことが可能である。
- 2 開示請求に係る保有個人情報が番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報である場合には、事案の移送ができない（番号法第31条）。
- 3 事案の移送は、開示請求を受けた行政機関等において開示請求の対象となる保有個人情報を保有していることが前提となることから、当該開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合には、保有している他の行政機関等を教示するか、不存在又は存否応答拒否を理由とする不開示決定を行うことになる。
- 4 事案の移送は、法施行規則第7条第1項に定める「事案移送書（様式第11号）」により行う。事案を移送したときは、事案移送通知書（様式第12号）により、当該開示請求者に通知する。
- 5 次の①から③までの場合には、移送に関する協議を行う必要があるため詳細な手続等については、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」等を確認すること。
 - ① 開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものである場合

- ② 開示請求に係る保有個人情報を記録した行政文書等が他の行政機関等と共同で作成されたものである場合
- ③ 開示請求に係る保有個人情報の重要な部分が、他の行政機関等の事務・事業に係るものである場合

第三者意見の聴取

法第86条

- 1 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第105条第2項第3号及び第107条第1項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - （1） 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第78条第1項第2号ロ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - （2） 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第80条の規定により開示しようとするとき。
- 3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第105条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（第1項関係）

- 1 開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合であって、当該情報が法第78条に規定する不開示情報に該当するか否かを判断するに当たって当該第三者の意見を聞く必要があると認められる場合には、よりの確な開示決定等を行うため、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。

なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する情報が含まれている場合、本条の対象とはならない。しかし、開示決定等を行うに当たって必要と判断する場合には、開示・不開示の判断を行うための調査の一環として、適宜、当該機関に対して意見の照会や事実関係の確認を行うこと。
- 2 本項に基づく意見聴取については、書面により通知することが法令上定められているわけではないが、意見照会を実施したことを明確にしておく観点か

ら、書面によることが望ましい。また、書面により通知する場合は、法施行細則第8条第1項で定める「第三者意見照会書（様式第13号）」により行うこと。

3 第三者に通知する内容は、政令第25条第2項により、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容、開示請求の年月日、意見書の提出先及び提出期限とされている。その際、開示請求者の権利利益を不当に侵害しないように留意すること。

4 意見書の提出の機会を与えられた第三者による意見書の提出は、法施行規則第8条第2項に定める「第三者開示決定等意見書（様式第14号）」により行う。意見書の提出期限の日数については、法令で定められていないが、開示決定等に期限があることから、1週間程度の期間を設定することが考えられる。ただし、第三者が、自己の権利利益が侵害されないかについて判断するために必要な時間的余裕を確保する必要がある、必要な期間を設定することにより、開示決定等を30日以内に行うことが困難となる場合には、法第83条第2項の規定に基づき期限の延長を行う。

（第2項関係）

1 本項各号に該当するときとは、開示請求に係る保有個人情報に含まれる第三者に関する情報を開示すると当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるにもかかわらず、人の生命、健康等を保護するために、当該情報を開示しようとするときのことである。

2 前項の意見聴取が任意的意見聴取であったのに対して、本項は必要的意見聴取とされており、当該第三者の所在の把握について合理的な努力を行ったにもかかわらず、所在が判明しない場合を除き、意見聴取が必要である。

3 第三者に通知する内容は、政令第25条第3項により、前項に基づく意見聴取の際に通知する内容に加えて、本項各号のいずれに該当するかの別及びその理由とされている。その際、開示請求者の権利利益を不当に侵害しないように留意すること。

（第3項関係）

1 前2項の意見聴取により、当該第三者から反対意見書が提出されている場合には、開示決定後直ちに、当該第三者に対して書面により、開示決定を行った旨、その理由及び開示実施日を通知しなければならない。「書面により通知」とは、法施行細則第8条第3項で定める「第三者に対する保有個人情報開示決定通知書（様式第15号）」により行う。

2 当該第三者から反対意見書が提出されている場合において開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に、第三者が審査請求又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として、少なくとも2週間を置かなければならない。

なお、個別の事案に応じ、2週間を超える期間を置くことは可能だが、開示請求

者が速やかに開示を受けられる利益を不当に害することのないよう、第三者の利益と開示請求者の利益との比較衡量が必要である。

開示の実施方法

法第87条（第1項及び第2項）

- 1 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

（第1項関係）

- 1 開示は、原本を閲覧に供することが原則である。ただし、当該原本が汚損若しくは破損するおそれがあるときは、原本の写しを閲覧させることができるものとする。

また、部分開示を行う場合には、不開示部分が明らかにならないようにするため、原本のコピーに黒塗りをを行い、さらにコピーしたものを閲覧に供することが確実な方法と考えられる。また、写しの交付についても、閲覧の場合と同様の作業を行った上で交付する。

- 2 電磁的記録における「実施機関が定める方法」とは、法施行細則第9条第1項及び第2項の規定で定めた次のことをいう。

（1）開示の実施方法

- ① 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを実施機関が現に使用している専用機器により再生したものの聴取
- ② ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを実施機関が現に使用している専用機器により再生したものの視聴
- ③ ①②に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法

ア 実施機関が現に使用しているプログラム（電子計算機に対する指令で、一つの結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。以下同じ。）及び専用機器を使って用紙に出力したもの（画面のハードコピーを除く。）の閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴

（2）写しの交付の方法

- ① 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを光ディスク（CD-R又はDVD-Rに限る。）に複写したものの交付
- ② ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを光ディスク（CD-R又はDVD-Rに限る。）に複写したものの交付

③ 前二号に掲げるもの以外の電磁的記録 実施機関が現に使用しているプログラム及び専用機器を使って用紙に出力したもの（画面のハードコピーを除く。）の写しの交付。

ただし、実施の容易さ等を勘案して実施機関が適当と認める場合は、電磁的記録を光ディスク（CD-R、DVD-R又はBD-Rに限る。）に複写したものを交付することができる。

3 「閲覧」の際には、開示請求者が必要な機器、電源等を持参する場合に限り、カメラ（カメラ機能を有する機器その他これに類するものを含む。）による撮影を認めるものとする。ただし、事務の執行に支障を及ぼすおそれがある等相当な理由がある場合は認めないものとする。

4 窓口における開示の実施は、開示決定通知書及び本人確認書類を持参させるなど、当該開示に係る本人又は代理人であることを確認した者に対して行うこと。また、代理人に対する開示の場合、開示の実施を受ける前に代理人の資格を喪失したときには、開示の実施を受けることができないことにも留意すること。

5 法に基づく開示請求の対象は保有個人情報であることから、1つにまとめられた行政文書等の一部分に開示請求者に係る保有個人情報が記載されている場合、同一の行政文書等に記載されている開示決定に基づく保有個人情報でない部分については開示しなくてもよい。この場合、開示決定に基づく保有個人情報でない部分については、必要に応じ被覆や黒塗り等を行うことになる。

なお、不開示部分の範囲や量を明らかにしておく必要があるため、不開示情報を除去し、除去した部分を詰めた形で当該文書のコピーを作成することは、適当ではない。

個人情報ファイルに記録された保有個人情報に係る開示請求の場合は、通常はこうしたケースは生じないと考えられるが、保有個人情報と他の情報がこん然一体として同一の行政文書等内に記録されているような散在情報に対して開示請求が行われた場合には、上記のような対応が必要なケースがある。

開示の実施方法等申出書の確認

法第 87 条（第 3 項及び第 4 項）

- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第 82 条第 1 項に規定する通知があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（第 3 項関係）

- 1 実施機関が行った開示決定に基づき、開示を受ける請求者は、以下の内容について書面で申出をする必要がある。この申出は、法施行細則第 12 条で定める「開示の実施方法等申出書（様式第 16 号）」により行うこと。

- 2 開示請求書に記載された開示の実施方法どおりに実施が可能であることが開示決定通知書により通知された場合には、この申出は不要である。そのため、以下のような対応が可能である場合、開示請求者からの申出を省略することができる。

（1）開示請求書受付の際に、開示の実施方法を記載する。

開示請求書には、希望する開示の実施方法及び希望する開示の実施日を記載する欄がある。そのため、開示請求時点において、実施機関及び開示請求者の間で、これらの項目について確認をした上で記載を行い、そのとおりに開示の実施ができる旨を開示決定通知書により通知した場合には、申出が不要となる。

（2）開示決定通知書送付前に、開示の実施方法を調整し、開示請求書に追完する。

開示請求時点において、窓口での開示の実施を希望したが、実施機関及び開示請求者の間で日時の決定が困難である場合には、日時については未記載で受付を行うこととする。開示決定通知書送付前に、開示請求者と連絡を取り、日時について確認をした上で、開示請求者の了解を得て、実施機関において開示請求書に当該日時を追完する。その時、開示請求者との連絡により追完を行ったことを開示請求書等に記録しておくこと。これにより、開示請求書の記載どおりに開示の実施ができることとなり、申出が不要となる。

- 3 開示請求書に記載された、窓口における開示の実施を希望する日に開示が行える場合以外は、申出が必要となることから、開示決定から開示の実施までの間に日数を要するため、開示決定通知書には開示を実施することができる日を複数提示するなど、開示請求者が速やかに開示を受けられる利益を不当に害することのないような対応をすること。

また、開示決定通知書に記載した開示を実施することができる日において、

申出書を提出していない開示請求者が窓口を訪れた場合には、窓口において申出書の記載を指示し、その提出をもって開示を実施することも可能である。

- 4 開示決定に係る保有個人情報のうち、一部についてのみ開示の実施を求める旨の申し出があった場合には、その旨、当該部分及びその部分ごとの開示の実施の方法を、記入させること。

(第4項関係)

- 1 開示を受ける者は、開示決定通知があった日から原則として30日以内に開示の実施の方法等を書面により申し出ることが必要である。この30日とは、開示決定通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、当該申出書を投函等すれば足りる。
- 2 「通知があった日」とは、実施機関が開示決定通知書を発出した日ではなく、通知があったことを開示を受ける者が知り得る状態になった日のことを指す。
- 3 30日以内に申出をすることができなかったことについて、災害や病気療養中等の正当な理由がある場合には、30日経過後であっても申し出ることができる。このため、30日経過後の申出があった場合には、期間内に申出ができなかったことについての正当な理由の有無を審査し、正当な理由があると認められるときは開示をする。

他の法令による開示の実施との調整

法第88条

1 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

1 他の法令等の規定により開示の手続が定められているものには、次のようなものがある。

- ・住民基本台帳の閲覧及び写しの交付（住民基本台帳法第11条の2・第12条）

- ・固定資産課税台帳の閲覧（地方税法第382条の2）

- ・選挙人名簿の縦覧及び閲覧（公職選挙法第23条・第28条の2）

- ・戸籍の謄抄本等の交付（戸籍法第10条）

- ・印鑑登録証明書の交付（箕面市印鑑登録及び証明に関する条例第14条）

2 法令等の規定による保有個人情報（特定個人情報を除く）の開示には、閲覧等の期間、情報の範囲について限定している場合があり、本法による開示を実施するかどうかについては、それぞれの法令の趣旨を踏まえて判断しなければならない。

手数料

法第 89 条

- 1 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
- 4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第 1 項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。
- 6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第 2 項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。
- 9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

- 1 本条第 2 項に規定する「条例で定める額の手数料」とは、法施行条例第 3 条第 2 項で定めるとおり、0 円である。
- 2 法第 87 条第 1 項の規定に基づく写しの交付により開示の実施を受ける者は、法施行細則で定める以下の額を負担しなければならない。また、写しの作成に要する費用は、写しを交付する際に現金またはキャッシュレス決済により徴収するものとする。なお、キャッシュレス決済については総務課窓口においてのみ対応する。決済後に文書を交付するため、請求人がキャッシュレス決済を希望された場合は、交付文書を持った職員が付き添いの上、総務課へ案内すること。

種別	費用の額
乾式複写機による作成（白黒単色刷り、日本産業規格 A 列三番以下の大きさの複写）	1 枚 10 円
乾式複写機による作成（カラー刷り、日本産業規格 A 列三番以下の大きさの複写）	1 枚 20 円
光ディスク（CD-ROM 又は DVD-ROM）への複写による作成	1 枚 80 円
レントゲン画像の光ディスク（CD-ROM 又は DVD-ROM）への複写	1 枚 1,100 円

による作成	
-------	--

- 3 郵送による写しの交付の場合は、写しの作成に要する費用は前納とする。また、写しの送付に要する費用は実費負担とし、郵便切手により納付する方法とする。

【参考】

特定個人情報の開示請求について

法に基づいて本人の特定個人情報の開示請求が行われた場合も、番号法第2条第6項の本人（個人番号によって識別される特定の個人本人）がその開示を求めているのであるから、法第78条第1項に定められた不開示情報に該当する部分を除いて、開示することとなる。

特定個人情報の開示請求があった場合の、基本的な開示の手続きについては、保有個人情報の開示手続きと同様であるが、以下の点について、注意すること。

- 1 開示請求に係る保有個人情報が番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録（情報提供等の記録）に記録された特定個人情報である場合には、事案の移送ができない（番号法第31条）。
- 2 特定個人情報については、法第88条の適用を除外し、他の法令の規定に基づき開示することとされている場合であっても、開示の実施の調整は行わない（番号法第30条及び第31条）。
- 3 特定個人情報の記載のある保有個人情報を開示請求者に送付するに当たっては、発送前の確認作業を徹底した上で、送付する必要がある。

訂正請求

法第90条

1 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

（1）開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

（2）開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

法第91条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

〈法第90条・91条関係〉

1 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、訂正請求を行うことができる。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人による請求も認められている。

訂正請求書が提出された場合、実施機関は①訂正請求書の内容の確認（法第91条第1項）、②訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることの確認を行うとともに、必要に応じて③訂正請求書の補正及び④事案の移送等の手続きを行う。

2 実施機関において、保有個人情報（訂正・利用停止）請求書（法施行細則様

式第17号)を受け付ける際の主な確認事項は、次のとおりである。これらの事項を確認する際には、開示請求書の内容の確認と同様の点に留意して行う必要がある。

なお、以下の(1)から(3)までの要件(法第90条)を満たしていない訂正請求が行われた場合又は行われようとした場合であっても、法第65条が求める「正確性の確保」(行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。)の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(1)「法による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」又は「法による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令(条例含む)の規定により開示を受けたもの」の訂正請求であるかどうか。

○訂正請求書に記載されている「請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」、「保有個人情報開示決定通知書等の文書番号」、「開示を受けた保有個人情報の内容」等を基に開示を受けた保有個人情報かどうかを確認する。訂正請求者が開示を受けた日を失念しているために当該記載がない場合には、訂正請求書の「保有個人情報を特定するに足る事項」の記載等に基づき、確認する。

○法の規定による開示決定に基づく開示を受けずに、何らかの方法により入手した情報について直接、訂正請求が行われることも考えられるが、この場合には、まず、法の規定による開示決定を受ける必要があること及び法の規定による開示請求手続等について教示するなど適切な情報提供を行う。なお、開示請求手続を経ることなく行われた訂正請求については、法第93条第2項の規定に基づき訂正しない旨の決定を行う。

(2) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内の訂正請求であるかどうか。

○訂正請求書に記載されている「請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」を基に保有個人情報の開示を受けた日を確認する。訂正請求者が開示を受けた日を失念しているために当該記載がない場合には、訂正請求書の「保有個人情報を特定するに足る事項」の記載等に基づき、実施機関において当該開示の実施日を確認し、90日以内かどうかについて確認する。

○期間の計算は、開示決定等の場合と同様に、「保有個人情報の開示を受けた日」の翌日から起算して90日以内に、訂正請求書を投函等すれば足りる。「開示を受けた日」とは、事務所における開示の場合には当該実施日、写しの送付の方法による場合には開示請求者に写しが郵送された日を指す。請求期間を徒過している場合には、訂正請求をしようとする者に対して、再度開示請求を行う必要がある旨を教示する。再度の開示請求手続を経ることなく行われた訂正請求については、法第93条第2項の規定に基

づき訂正しない旨の決定を行う。

(3) 保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。

○第90条第1項のただし書きに該当する内容である。この場合は、訂正請求者に対して他の法令に基づく訂正手続きについて教示するなど情報提供を行う。

3 訂正請求の趣旨の記載については、「〇〇を△△に訂正せよ。」「〇〇を削除せよ。」などのように、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の訂正（追加又は削除を含む。）を求めるのかが明確となっているか確認する。単に、「〇〇を訂正せよ。」という記載では、訂正の具体的な内容が明確でないことから、補正を求める。

4 訂正請求の理由の記載については、当該訂正請求を受けた実施機関が事実確認のための調査等を行う際に重要な判断材料となり得ると考えられることから、明確かつ具体的であることが必要である。記載が不十分な場合、実施機関は請求者に対して補正を求める。

5 訂正請求は、保有個人情報の「内容が事実でないと思料する」場合に行われるものであることから、事実ではなく評価や判断の内容については、訂正請求の対象外である。

6 訂正請求をする者は、政令第29条で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（第90条第2項の規定に基づく代理人による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

開示請求の場合と同様に、訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であること及び代理人としての資格を有することを確認する（法第77条 開示請求の手続き頁を参照のこと。）。なお、法定代理人又は任意代理人は、開示請求の場合と異なり、訂正請求の時点でその資格を有していれば足り、訂正請求後に資格を喪失した場合であっても、その旨を実施機関に届け出る必要はない（政令第28条）。他方で、後記のとおり、訂正請求後、訂正することの決定の通知を受け取るまでの時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、実施機関は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているか確認することが望ましい

7 開示請求の場合と同様に、訂正請求書に形式上の不備があると認める場合には、訂正請求書の補正を求めることができる（法第77条 開示請求の手続き頁）を参照のこと。）。なお、形式上の不備とは、法第91条第1項の記載事項が記載されていない場合や本人確認書類が提示又は提出されていない場合等が該当する。訂正請求に係る保有個人情報が法第90条第1項各号に該当しない場合（保有個人情報の開示を受けていない場合）及び同条第3項の期間（90日）を経過した後に訂正請求がなされた場合は、形式上の不備には該

当しない。補正を書面で求める場合は、法施行細則第13条第2項に基づき、法施行規則第3条第2項で定める「補正通知書（様式第3号）」により通知するものとする。

- 8 その他、詳細については「法第77条 開示請求の手続き」の頁を参照のこと。

訂正・不訂正の審査

法第92条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

- 1 訂正請求に係る保有個人情報について、訂正請求に理由があるかどうかを審査し、次のとおり、「保有個人情報の訂正をする」（法第93条第1項）か「保有個人情報の訂正をしない」（同条第2項）かの決定を行う。なお、当該決定は情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う。
- 2 訂正請求に理由があると認められない場合は、①から③の例に応じて対応する。
 - ①実施機関による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であることが判明し、訂正請求に理由があると認められない場合には、不訂正の決定を行う。
 - ②実施機関による調査の結果、請求時に行政文書等に記録されていた保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合には、不訂正の決定を行い、必要に応じて職権で訂正を行う。この場合には、一般的には、訂正請求者に対して示す不訂正理由の中で、実際の事実関係について記載するとともに、職権で訂正する旨も併せて記載することが望ましい。
 - ③実施機関による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、訂正決定を行うことができず、不訂正の決定を行う。ただし、実施機関において、当該保有個人情報を行政処分その他行政行為のための基礎資料として利用することがあり得るような場合には、当該保有個人情報の利用に当たり、その事実関係が明らかでない旨が分かるように、その旨をメモとして残すなど記録しておくことが適当である。
- 3 訂正請求に理由があると認められる場合における訂正・不訂正の判断
 - ①実施機関による調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合（訂正請求に係る請求内容の一部について理由があると認められる場合を含む。）には、当該保有個人情報の利用目的に照らして、訂正する又は訂正しないのいずれかを判断し、決定を個別に行う。
- 4 上記を整理すると、【表】（訂正請求に係る判断）のとおりである。

【表】訂正請求に係る判断

訂正請求に係る保有個人情報の内容の事実性		利用目的の達成に必要な範囲内の請求内容かどうか	決定内容	備考
事実であることが判明した場合		－	不訂正	－
事実であるか判明しなかった場合		－	不訂正	事実関係が不明確な旨を注記
事実でないことが判明した場合	a 請求内容の全部	全部範囲内	訂正	－
		一部範囲内	訂正（利用目的の達成に必要な範囲内）	訂正決定通知書には、不訂正とした部分とその理由を記載する。
		全部範囲外	不訂正	－
	b 請求内容の一部	※訂正請求に理由があると判断した部分について、aと同様の判断を行う。	－	－

（注）請求時に行政文書等に記録されていた保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合には、不訂正決定をした上で、必要に応じて職権で訂正を行う。

訂正決定

法第93条（第1項）

1 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の内容を訂正することが決定したときは、速やかに訂正請求者に対して、その旨を「保有個人情報（訂正・利用停止）決定通知書」（法施行細則様式第18号）により通知する。
- 2 訂正請求者が代理人である場合であって、訂正することの決定の通知を受け取る時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、実施機関は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい。
- 3 訂正請求に基づき、当該請求内容の一部について訂正を実施することを決定した場合（例えば、訂正請求書には10か所の訂正が記載されているが、訂正の決定はこのうちの5か所だけとした場合等）には、訂正決定を行った上、訂正・利用停止決定通知書に不訂正とした部分及びその理由を記載する。

不訂正決定

法第93条（第2項）

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 1 訂正請求に理由があるとは認められない又は訂正が利用目的の達成に必要な範囲を超えて、訂正しないことを決定したときは、速やかに訂正請求者に対して、その旨を「保有個人情報（不訂正・不利用停止）決定通知書」（法施行細則様式第19号）により通知する。
- 2 訂正請求に係る保有個人情報について訂正しないこととした場合の理由の提示は、実施機関における当該処分の公正・公平の確保という観点に加え、当該決定を受けた訂正請求者が、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めたり、あるいは訂正請求の内容を変更して再度訂正請求を行うなどの対応を採る場合にその便宜を図るものでもあることから、該当する不訂正理由は全て提示する。また、不訂正理由は、訂正請求者が明確に認識することができるよう、可能な限り具体的に記載する必要がある。
- 3 訂正請求に理由があると認められない場合、実施機関として事実を確認するためにどのような調査を行ったのか、調査の結果、どのような事実が判明したのか等について記載する。なお、保有個人情報の内容及び訂正請求の内容のいずれも事実と異なることが判明し、職権で訂正を行う場合は、その旨を記載

する。

- 4 訂正が利用目的の達成に必要な範囲を超える場合、訂正請求に理由があると認められるにもかかわらず、当該保有個人情報の利用目的の達成という観点からみて、当該保有個人情報を訂正する必要がないと判断する具体的な理由について記載する。
- 5 訂正請求書に形式上の不備がある場合、形式的要件（必要的記載事項の記載、保有個人情報の特定等）として求められる要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。
- 6 訂正請求に係る保有個人情報が法第90条第1項各号に該当しない場合又は同条第3項の期間を徒過した後に訂正請求がなされた場合、法に基づく保有個人情報の開示を受けていない旨又は開示を受けた日から90日を過ぎている旨をそれぞれ記載する。

訂正決定等を行う期限、期限の延長及び期限の特例

法第94条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

法第95条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）訂正決定等をする期限

1 訂正請求を受けた実施機関は、法第94条第1項の規定に基づき、原則として、訂正請求があった日から30日以内に、「保有個人情報の訂正をする」か「保有個人情報の訂正をしない」かの決定を行わなければならない。

2 法第94条第1項の規定にかかわらず、訂正請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由により、30日以内に訂正決定等を行うことができない場合には、30日以内に限りその期限を延長することができる。期限を延長する場合には、訂正請求者に対して、遅滞なく、法施行規則第15条第1項に基づき「期限延長通知書」（法施行細則様式第9号）により延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。

3 「事務処理上の困難その他正当な理由」としては、訂正請求に理由があるかどうかを確認するために行う調査に時間を要する場合、調査の結果に基づき訂正するか否かあるいはどの範囲で訂正するか判断に時間を要する場合等が想定される。

4 訂正請求に係る保有個人情報についての事実関係を確認するための調査や、調査結果に基づき訂正を行うか否かの判断等を行うに当たって、特に時間を要するため、訂正請求があった日から30日以内はもとより、法第94条第2項に基づく期限の延長（30日以内）を行ったとしても当該期限内（60日以内）に訂正決定等を行うことが困難な場合には、法第95条に規定する期限の特例規定を適用する。

5 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例規定を適用する場合には、訂正請求者に対して、法施行規則第15条第2項に基づき「期限特例延長通知書」（法施行細則様式第10号）により、特例規定を適用する旨、その理由及び

訂正決定等をする期限を通知しなければならない。当該通知は、訂正請求があった日から30日以内に訂正請求者になされなければならないため、訂正の判断にどの程度の時間を要するか否かは、請求があった時点で速やかに判断する必要があることに留意する。

※30日を超えて60日以内に決定可⇒遅滞なく期限延長通知書で通知

※60日以内では決定不可⇒30日以内に期限特例延長通知書で通知

【期限についての留意点】

○訂正請求から相当の期間が経過したにもかかわらず請求を受けた実施機関の不作為がある場合には、訂正請求者から当該不作為についての審査請求（行政不服審査法第3条）がなされる可能性があることに、常に留意する必要がある。

○なお、法第94条で訂正決定等を行う期限は法定されており、当該期限が経過した後も何らの処分をしないことは、一般的には、違法になるものと考えられる。

○他方、法定の期限の到来前における不作為の審査請求は、一般的には、却下されることになるものと考えられる（行政不服審査法第49条第1項）。

○また、法第95条の期限の特例規定を適用する場合には、60日以内に訂正決定等がされなかった部分について、訂正決定等がされるべき相当な期間が経過した後に、当該部分に係る不作為に対する審査請求がなされる可能性があることに留意する必要がある。

事案の移送

法第96条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報第85条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第93条第1項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行しなければならない。

1 訂正請求に係る保有個人情報が、他の行政機関等に移送され、当該移送先において開示の実施を行ったものである場合など他の行政機関等において訂正決定等を行うことに正当な理由があるときには、法第96条第1項の規定により、事案を移送することができる。詳細については、法第85条 事案の移送の項も参照のこと。

2 事案の移送は、法施行規則第16条第1項に基づき「事案移送書」（法施行細則様式第11号）により行い、移送したときは、法施行規則第16条第2項に基づき「事案移送通知書」（法施行細則様式第12号）により、訂正請求者に通知するものとする。

保有個人情報の提供先への通知

法第97条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
--

1 訂正請求に基づき訂正を行う保有個人情報を第三者に提供していた場合、提供先において当該保有個人情報を基に行政処分等が行われる等の事情があると判断されるときには、提供先に対して、訂正を行った旨を「保有個人情報提供先への訂正決定通知書」（法施行細則様式第20号）により通知する。

2 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む個人情報）について訂正を実施した場合において必要があると認めるときは、当該記録と同一の記録を保有する者である内閣総理大臣（※1）及び情報照会者若しくは情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者（※2）に通知する（※3）ものとしている（番号法第31条）。

（※1）デジタル庁が保有する特定個人情報について訂正を実施した場合は除く。

（※2）デジタル庁が保有する特定個人情報について訂正を実施した場合に限る。

（※3）情報照会者、情報提供者、条例事務関係情報照会者、条例事務関係情報提供者のうち訂正を実施した自己（行政機関の長等）については、通知の対象外。

利用停止請求

法第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報がある次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、
第63条の規定に違反して取り扱われているとき、
第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、
又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき
当該保有個人情報の利用の停止又は消去

- (2) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき
当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第125条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

法第99条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

1 何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利

利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するとき
は、当該保有個人情報の①利用の停止、②消去又は③提供の停止（以下①～③
を合わせて「利用停止」という。）の請求を行うことができる。

2 利用停止は、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人
による請求が認められている。なお、代理人の資格確認については、開示請求
及び訂正請求の頁も参照のこと。訂正請求の場合と同様に、利用停止請求の時
点でその資格を有していれば足り、利用停止請求後に資格を喪失した場合で
あっても、その旨を実施機関に届け出る必要はない。他方で、利用停止請求後、
利用停止することの決定の通知を受け取るまでの時点で代理人の資格を喪失
している可能性も否定できないことから、実施機関は、必要に応じて、代理人
が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内の利用停
止請求でなければならない。「法第90条 訂正請求」の頁を参照のこと。

4 利用停止請求は、法施行規則第18条第1項に基づき「保有個人情報(訂正・
利用停止)請求書」(様式第17号)にて行い、開示請求及び訂正請求と同様に、
①実施機関に来所して行う場合、②請求書を実施機関に送付して行う場合があ
る。請求書が提出された場合、実施機関は、①利用停止請求書の内容の確認(法
第99条第1項)、②利用停止請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代
理人若しくは任意代理人であることの確認(同条第2項)を行うとともに、必
要に応じて、③利用停止請求書の補正(同条第3項)等の手続を行う。ただし、
番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報
については利用停止請求ができない(番号法第31条)。

5 実施機関において、請求書を受け付ける際の主な確認事項は、次のとおりで
ある。開示請求、訂正請求の頁も参照のこと。

なお、以下の(1)から(4)までの要件(法第98条)を満たしていない
利用停止請求が行われた場合又は行われようとした場合であっても、法第61
条(個人情報の保有の制限等)、第69条(利用及び提供の制限)等の趣旨を
踏まえ、適切に対応する必要がある。

(1) 法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は法の規
定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示
を受けたものの利用停止請求であるかどうか。

(2) 保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されてい
るとき、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により
利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき、所
定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供
されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず本人の同意な
く外国にある第三者に対して提供されているときのいずれかに該当するこ
とを理由とする利用停止請求であるかどうか。

- (3) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内の利用停止請求であるかどうか。
 - (4) 保有個人情報の利用停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。
 - (5) 利用停止請求の宛先が正しいかどうか。
 - (6) 利用停止請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。
 - (7) 利用停止請求の趣旨及び理由が明確であるかどうか。
 - (8) その他利用停止請求書の記載に不備がないかどうか。
- 6 請求書提出における本人確認については「法第77条 開示請求の手続き」を参照のこと。
- 7 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド「6-1-2-1」
- (6) その他確認に当たって留意すべき事項も参照のこと。また、5(2)の確認については、利用停止請求者が利用停止を求める保有 개인정보が以下の①から⑤までのいずれかに該当することを理由として利用停止請求が行われているか否かについて、請求書に記載されている「請求の趣旨及び理由」を基に確認する。
- ①利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている
 - ②違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている
 - ③偽りその他不正の手段により取得されている
 - ④所定の事由に該当しないにもかかわらず、利用目的以外の目的に利用又は提供されている
 - ⑤所定の事由に該当しないにもかかわらず本人の同意なく外国にある第三者に対して提供されている

なお、特定個人情報(※)については、下記①～⑥に当てはまるときに利用停止請求をすることができる(番号法第30条)。

- ①利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている
- ②違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている
- ③偽りその他不正の手段により取得されている
- ④人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当しないにもかかわらず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用されている
- ⑤番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されている、又は第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されている
- ⑥番号法第19条の規定に違反して提供されている

(※) 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報については、利用停止請求の対象外とされている（番号法第31条）。

8 請求書の補正については、補正の求めを書面で行う場合は、法施行規則第18条第2項に基づき「補正通知書（様式第3号）」により行う。詳細は、訂正請求書の補正の頁を参照のこと。

利用停止・不利用停止の審査

法第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報について、利用停止請求に理由があるかどうかを審査し、次のとおり、「保有個人情報の利用停止をする」（法第101条第1項）か「保有個人情報の利用停止をしない」（同条第2項）かの判断を行う。なお、当該判断は情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う。
- 2 利用停止請求に理由があると認められない場合
 - ①実施機関による調査の結果、法第98条第1項各号に規定する事由に該当しないことが判明し、利用停止請求に理由があると認められない場合には、保有個人情報の利用停止をしない決定（以下「不利用停止決定」という。）を行う。
 - ②実施機関による調査の結果、当該保有個人情報が、法第98条第1項各号に規定する事由に該当するかどうか判明せず、利用停止請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、利用停止決定を行うことはできず、不利用停止決定を行うこととなる。
- 3 利用停止請求に理由があると認められる場合
実施機関による調査の結果、法第98条第1項各号に規定する事由に該当することが判明し、利用停止請求に理由があると認められる場合（利用停止請求に係る請求内容の一部について理由があると認める場合を含む。）には、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要か否かの判断を行った上で、利用停止する又は利用停止しないのいずれかの決定を行う。
なお、利用停止請求に理由があると認められる場合であっても、利用停止により事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、利用停止を行わない（法第100条ただし書）。

利用停止決定

法第101条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をすることを決定したときは、速やかに利用停止請求者に対して、法施行規則第19条第1項に基づきその旨を保有個人情報(訂正・利用停止)決定通知書(法施行細則様式第18号)により通知する。
- 2 利用停止請求に理由があるとは認められない又は利用停止が利用目的の達成に必要な範囲を超えるとして、法第100条ただし書きに該当するとして利用停止しないことを決定したときは、速やかに利用停止請求者に対して、法施行規則第19条第2項に基づきその旨を「保有個人情報(不訂正・不利用停止)決定通知書」(法施行細則様式第19号)により通知する。
- 3 利用停止請求者が代理人である場合であって、利用停止することの決定の通知を受け取る時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、実施機関は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい。
- 4 利用停止請求に基づき、当該請求内容の一部について利用停止を実施することを決定した場合(例えば、利用停止請求書には10か所の利用停止が記載されているが、利用停止の決定はこのうちの5か所だけとした場合等)には、利用停止決定を行う。また、保有個人情報の消去を求めているが利用の停止を決定する場合等のように、当該利用停止請求を受けて必ずしも請求の趣旨どおりの利用停止決定を行わなくても請求に理由があると認めて何らかの利用停止を行う場合にも、利用停止決定を行うこととなる。これらの場合、保有個人情報利用停止決定通知書に、不利用停止とした部分及びその理由、利用停止請求の趣旨と異なる利用停止を行うことを決定した理由等について記載する。
- 5 実施機関は、保有個人情報不利用停止決定書には下記の内容を記載する。

(1) 不利用停止理由の記載

利用停止請求に係る保有個人情報について利用停止しないこととした場合の理由の提示は、実施機関における当該処分の公正・公平の確保という観点に加え、当該決定を受けた利用停止請求者が、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めたり、あるいは利用停止請求の内容を変更して再度利用停止請求を行うなどの対応を採る場合にその便宜を図るものでもあることから、該当する不利用停止理由は全て提示する。

（２）理由の記載方法

不利用停止理由は、利用停止請求者が明確に認識することができるよう、可能な限り具体的に記載する必要がある。不訂正決定の頁も参照のこと。

利用停止決定等を行う期限、期限の延長及び期限の特例

法第102条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

法第103条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 1 訂正決定に係る期限、期限の延長及び期限の特例の頁を参照のこと。
- 2 期限についての留意点として、次のことに留意する。

利用停止請求から相当の期間が経過したにもかかわらず請求を受けた実施機関（行政不服審査法上の行政庁）の不作为がある場合には、利用停止請求者から当該不作为についての審査請求（行政不服審査法第3条）がなされる可能性があることに、常に留意する必要がある。なお、「利用停止決定等を行う期限」及び「期限の延長」のとおり利用停止決定等を行う期限は法定されており、当該期限が経過した後も何らの処分をしないことは、一般的には、違法になるものと考えられる。

他方、法定の期限の到来前における不作为の審査請求は、一般的には、却下されることになるものと考えられる（行政不服審査法第49条第1項）。また、「期限の特例」規定を適用する場合には、60日以内に利用停止決定等がされなかった部分について、利用停止決定等がされるべき相当な期間が経過した後に、当該部分に係る不作为に対する審査請求がなされる可能性があることに留意する必要がある。

郵送ひな形

令和●年(●●●●年) ●月●日

●● ●● 様

保有個人情報開示決定に係る複写料及び郵送料について

令和●年●月●日付けの保有個人情報開示請求に対して、保有個人情報開示決定通知書、納付書及び本送付状を送付させていただきます。

保有個人情報の複写料及び郵送料については、下記のとおりお手続きいただきますようお願いいたします。

記

1. ご負担額

(1) 保有個人情報の複写料 ●●●円

A3・A4・B5片面(白黒) 1枚10円×●枚=●●●円

(2) 保有個人情報の写しの郵送料(重さ約●●●g)

定形郵便 ●●●円

(簡易書留をご希望の場合 ●●●円)

2. お手続きについて

(1) 同封の本市発行の納付書(緑色)で保有個人情報(写)複写料を納入してください。(納付書の表面にご利用可能な金融機関名を記載しています)

(2) 納付書の本人控「納付書兼領収書(銀行の領収印押印済み)」のコピーと郵送料分の切手を送付してください。

(3) 送付された「納付書兼領収書(銀行の領収印押印済み)」のコピーをもって納金を確認のうえ、開示請求された保有個人情報(写)を送付させていただきます。

《送付先・問い合わせ先》

〒562-0003 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市役所 ●●部 ●●課 (担当: ●●)

電話 072-●●●●-●●●● (直通)

FAX 072-●●●●-●●●●